

あなたの国民年金

パート6

…… こんなときには
届出が必要です ……

ある女性の年金相談から

A子さん

私は会社に勤め、厚生年金に加入していますが、秋には退職し、来春結婚するのですが、私の年金はどうなるのでしょうか。

年金係

退職したら、国民年金第1号被保険者になりますので、加入の手続きをしてください。その時には、厚生年金手帳と退職証明、印かん、健康保険証を持って役場へおいでください。

A子さん

今までかけていた厚生年金はどうなりますか。

年金係

61年4月から年金制度が変わり、厚生年金加入者は国民年金の第2号被保険者となりますので、種別が変わるだけで継続になります。

婚約者のご職業は？

A子さん

会社員です。

年金係

そうすると、厚生年金に加入しているわけですね。ご主人になられる方の会社で、あなたが扶養として認められた時点で、第3号被保険者となります。

A子さん

第3号被保険者とは？

年金係

夫に扶養されているサラリーマンの奥さんは第3号被保険者になり、夫の所属する年金制度が保険料を負担するので、天引きされるわけではなく妻の負担はありません。

A子さん

会社をやめたら国民年金の第1号被保険者に、夫の扶養になったら第3号被保険者の届出をすればよいのですね。

年金係

そのとおりです。

第3号被保険者の届出用紙は役場にありしますので、おいでください。

第1号被保険者	農業・漁業・自営業の人とその家族 無職の人、厚生年金に加入していないサラリーマン、その他
第2号被保険者	厚生年金加入者、共済組合加入者
第3号被保険者	厚生年金、共済組合加入者に扶養されている配偶者

<p>自営業者と結婚 氏名・住所変更届</p> 	<p>〇Lになったとき 種別変更届(第1号資格喪失)</p> 	<p>20歳になったとき 資格取得届</p> 	<p>会社を辞めてサラリーマンと結婚し、夫の扶養になったとき 種別変更届(第3号該当) 氏名・住所変更</p> 	<p>年収100万円以上得るようになったとき 種別変更届(第1号資格取得)</p> 
<p>“届出は早めに、” 女性の年金</p>				
<p>共働きであった妻が退職したとき 種別変更届(第3号該当)</p> 	<p>夫が脱サラしたとき 種別変更届(第1号資格取得)</p> 	<p>夫が転職したとき 種別確認届</p> 	<p>夫が定年退職したとき 種別変更届(第1号資格取得)</p> 	<p>65歳になったとき 老齢基礎年金裁定請求書</p> 